

医療事故調査制度 予期しない死亡事例発生時の初期対応フローチャート

予期しない死亡事例発生

- ★提供した医療との関連はないと考えられる場合⇒0へ
- ★提供した医療との関連を否定できない場合⇒1へ

医療機関

1 医療事故判断(※別紙B参照)

(1) 管理者

- ・その時点でわかっている事実、推定死因等を遺族に説明
- ・当該患者に提供した医療に関与した関係者を招集

(2) 管理者及び関係者

- ・管理者は、当該患者に提供した医療に関与した関係者とともに、
 - ①医療の提供と死亡との因果関係
 - ②死亡の予期及びその説明の有無 について検討

★上記①・②の検討結果から、管理者が、制度の対象でないと判断した場合⇒0へ

★当該患者の診療に関与した者が管理者のみだった場合及び上記①・②について院内では判断が出来ない場合⇒2へ

★①因果関係があると考えられ、なおかつ②死亡を予期していなかった、あるいは遺族に説明をしていなかったと管理者が判断した場合⇒3へ

(※) 愛知県医師会に相談した場合

・愛知県医師会からのFAX回答を確認

★管理者が、制度の対象でないと判断した場合⇒0へ

★管理者が、制度の対象であると判断した場合⇒3へ

* 院内での検討や愛知県医師会への相談と並行して、あらかじめ遺族に対して病理解剖やAiについて説明し、準備を進めること。

0 届け出等不要

⇒遺族に説明のうえ、死亡診断書(検案書)発行

愛知県医師会

2 医療事故調査制度 相談窓口

専用F A X 052-241-0404

専用ダイヤル 052-241-1414

- ・医療事故判断(医療事故調査・支援センターに届け出をすべきか否か)に関する相談を受付
- ・専用のFAX相談票(※別紙A)を利用
- ・急を要すると判断した場合は、担当役員より会員宛、電話にて連絡
- ・正式な回答については後日、FAXにて通知

* 相談票は愛知県医師会ホームページからダウンロード、もしくは上記専用ダイヤルに請求

医療事故調査・支援センター

3 センター報告

- ・遺族に院内での検討結果を説明し、第三者機関である「医療事故調査・支援センター」に報告することを説明。調査・報告に関する同意を得る
- ・遺族に説明する内容(例)は別紙Cのとおり

* 病理解剖やAiを実施する場合は、推定死因にて死亡診断書を発行のうえで冷蔵する等、遺体の保管に努めること。